

平成27年9月1日

組合員各位

マイナンバー制度に関するご案内について(お知らせ)

奈良県建築協同組合

平成28年1月より「マイナンバー制度」が開始することになりました。
マイナンバー制度とは住民票を持つ国民全員に一人ずつに番号が付与され「税・社会保障・災害対策」といった行政事務分野において利用されることとなります。
組合員(ご家族様含む)の個人番号を記録された「※通知カード」は平成27年10月より簡易書類にて順次、お住まいの各市町村から郵送されることになっております。

- ★「※通知カード」は、住民票上の住所地へ送付されますので、先ずは住民票の住所地をご確認頂き、もし現在のお住まいの住所地と住民票の住所地が異なる場合には、住民票の移動の手続きが必要になります。(※別紙パンフ・申請書参照下さい。)
- ★「※通知カード」が手元に届きましたら大切に保管して誤って廃棄することのないようにご注意下さい。

組合員(ご家族様含む)のマイナンバー(個人番号)は「社会保障分野」「税分野」「災害対策分野」などの定められた行政手続きの諸事務において関係書類等へ明記する必要があります。また、マイナンバー(個人番号)を記載することは法令で定められ義務となっています。今後、組合では組合員(ご家族様含む)マイナンバー(個人番号)についての利用目的を示した上で、「※個人番号カード」または「※通知カード」及び本人確認が必要とされている「身分証明書」等の写しについて、組合へ提出・提示して頂くことがご御座います。その際は、スムーズな提供にご協力ご理解をお願い致します。

【★個人番号カード申請のお勧め★】

「※通知カード」が郵送される際、「※個人番号カード交付申請書」が同封されています。「※個人番号カード」とは、マイナンバー(個人番号)が記録された顔写真入りの「ICカード」で、同封されている「交付申請書」に「顔写真」を添付し、返信すると後日市区町村の窓口で「※個人番号カード」が交付されます。初回交付の手数料は無料で今後、「※身分証明書」として活用されることとなりますのでこの機会に「※個人番号カード」の申請を行っておくことをお勧め致します。

以上